

第91号 (令和6年11月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 田谷 和之

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin_Kikou)



かけはし

はじめに

皆様こんにちは！11月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関する内容、また、全国都市国民年金協議会からの要望に対する回答について掲載しています。

障害年金講座では、診断書交付時のお願いその⑥についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 令和6年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています		
・ 令和6年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について		
・ 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」をお客様へ交付する際に注意喚起をお願いします		
・ 市区町村における多言語通訳サービスの利用について		
・ 国外転入等情報を活用した国民年金資格取得の届出勧奨等を実施します		
・ マイナンバーの収録にご協力をお願いします！		
・ 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について		
・ 11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！		
・ 全国都市国民年金協議会からの要望に対する回答		
■ 障害年金講座	p.26
■ 地域の独自情報	p.30
■ 編集後記	p.30

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
日本年金機構において、令和6年11月から令和7年2月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。
※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和6年 11月

- (定例) ねんきん月間・年金の日(11月30日)
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付
- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施(ターンアラウンド申請用紙の送付)

令和6年 12月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

令和7年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
- (定例) 国民年金保険料の口座振替勧奨を実施
- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施(ターンアラウンド申請用紙の送付及びマイナポータルへの免除T Aの電子送付)

令和7年 2月

- (定例) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付

令和6年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第90号でもお知らせしましたが、令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和6年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています。

所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付 (※1)	令和6年10月16日(水) から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月25日(金) から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付 (※1)	令和7年1月下旬(※2)
		郵送	令和7年2月上旬(※2)

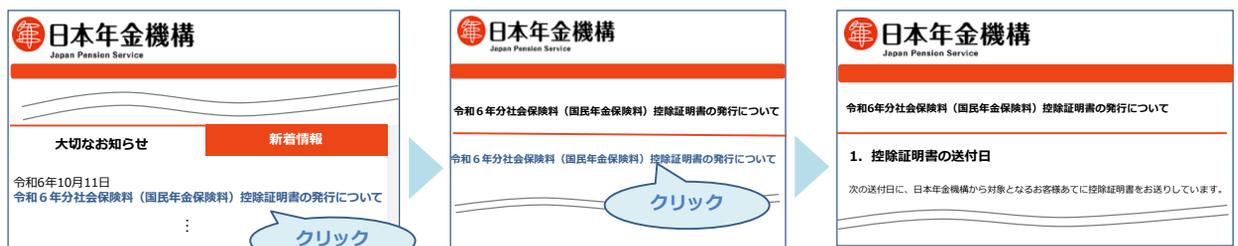
※1 事前に「ねんきんネット」で電子送付希望の登録を行った方にはマイナポータルの「お知らせ」に電子版をお送りします。電子送付希望の登録をした方には、郵送は行いません。

※2 ②の送付時期については、次号のかけはしで詳細を説明します。

日本年金機構ホームページには、年金について役立つ情報がたくさん掲載されていますので、是非ご活用ください！



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)内に控除証明書の説明ページを設け、ご案内していますので、是非周知等にご活用ください。トップページからの遷移手順は、以下のとおりです。



同ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに24時間自動で回答する相談チャットを開設しています。同ホームページ内のバナーから専用ページへご案内いたします。

控除証明書相談チャット以外にも、同ホームページには、「控除証明書の見方」、「控除証明書に関するQ&A」などを掲載していますのであわせてご確認ください。

また、日本年金機構公式X（旧Twitter）で控除証明書についての情報をポストしています。

具体的な質問に対しては、ねんきん加入者ダイヤル（下記をご参照ください）にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。



「ねんきん加入者ダイヤル」

◆ 電話番号

（ナビダイヤル） **0570-003-004**

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

◆ 受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆ 留意事項

- 「ナビダイヤル（0570から始まる番号）」と「一般電話（03から始まる番号）」は、通話料金がかかります（ナビダイヤルは通話料定額プラン対象外です）。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

次ページ以降に令和6年の控除証明書のレイアウトを掲載します。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象です。
 - ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- お問い合わせ
 - (1) 日本年金機構ホームページ
 - ・控除証明書相談チャット以外にも、日本年金機構ホームページに、以下を掲載しています。
 - ①控除証明書の見方
 - ②控除証明書に関するQ&A など
 - ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ko/koju2024.html>)
 - (2) ねんきん加入者ダイヤル
 - TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）
 - 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525
 - <受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
*土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。
- 令和6年中に納付した保険料は令和6年分として申告できます。
 - ・10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」又は「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、控除証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。
- e-Taxで簡単に確定申告可能な電子版の控除証明書が便利です。（環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。）
 - ・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録を行うことで、来以降、継続的に控除証明書を電子版で受け取ることができます。
 - ・令和6年分の電子版を受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。
 - ・電子送付の登録を行うと、紙の郵送がなくなります。
 - ※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)
- 再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ
 - ・あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な方や、添付すべき領収証書をなくした方は、再交付申請を行ってください。
 - ・ねんきんネットを利用すると、簡単に申請ができますので、右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。

- (1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）

本証明書の「令和6年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている合計額が証明額となります。申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を送付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年分に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和7年に令和7年分と令和8年分をまとめて控除することもできません。

※本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

【例】各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和6年4月分から令和8年3月分）397,290円を前納した場合	例2 納付書で20か月分（令和6年8月分から令和8年3月分）335,360円を前納した場合
㊦令和6年	(令和6年4月から令和6年12月までの9か月分) 397,290円×9か月/24か月=148,984円	(令和6年8月から令和6年12月までの5か月分) 335,360円×5か月/20か月=83,840円
㊧令和7年	(令和7年1月から令和7年12月までの12か月分) 397,290円×12か月/24か月=198,645円	(令和7年1月から令和7年12月までの12か月分) 335,360円×12か月/20か月=201,216円
㊨令和8年	(令和8年1月から令和8年3月までの3か月分) 397,290円 - ㊦ - ㊧ = 49,661円	(令和8年1月から令和8年3月までの3か月分) 335,360円 - ㊦ - ㊧ = 50,304円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替者・クレジット納付者を除く）

など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替者・クレジット納付者を除く）

など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
 - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替者・クレジット納付者を除く）

など

令和6年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について (特定事業部・国民年金部)

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、③合計額（③合計額に記載がない場合は①納付済額）となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和6年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和7年、令和8年の申告時に使用しますので、大切に保管してください。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】口座振替にて24か月分（令和6年4月分～令和8年3月分）397,290円を前納した場合

- ① 令和6年に控除の対象となる額
(令和6年4月分～令和6年12月分までの9か月分)
 $397,290円 \times (9\text{か月}/24\text{か月}) = 148,984円$
- ② 令和7年に控除の対象となる額
(令和7年1月分～令和7年12月分までの12か月分)
 $397,290円 \times (12\text{か月}/24\text{か月}) = 198,645円$
- ③ 令和8年に控除の対象となる額
(令和8年1月分～令和8年3月分までの3か月分)
 $397,290円 - 148,984円 - 198,645円 = 49,661円$



分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和6年に分割して申告を行った場合（9か月分）、残りの年分（15か月分）をまとめて令和7年に申告することはできません。

令和6年、令和7年、令和8年の3年分に分けての申告が必要です。

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」をお客様へ交付する際に注意喚起をお願いします

(国民年金部)

令和7年1月から国民年金保険料の口座振替及びクレジットカード納付の2年前納について、新たな振替方法として「2年前納(4月開始)」を追加します。

- 令和7年1月以降は2年前納を選択する場合、「2年前納」と「2年前納(4月開始)」のいずれかを選択できるようになります。
- これに伴い、「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」の様式を変更します。
- 現在使用中の申出書は、**令和7年1月以降使用できなくなりますので、「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」を交付される場合は、令和6年12月27日(金)までに日本年金機構必着にてご提出いただくようご案内をお願いします。**

「2年前納」と「2年前納(4月開始)」の違い

➤ 「2年前納」

手続き後、初回振替時に、当月分から翌年度3月分(13カ月から最大で24カ月の2カ年度分)の保険料をまとめて振替(割引あり)

➤ 「2年前納(4月開始)」

手続き後、初回振替時から当年度3月分保険料までは、毎月末日に1カ月分ずつ振替(割引なし)、その後、**最初の4月末**にまとめて2年分の保険料を振替(割引あり)

「2年前納(4月開始)」を選択できる申出書の受付開始時期

「2年前納(4月開始)」を選択できる申出書の受付は令和7年1月から開始します。

留意事項

令和7年1月以降に口座振替またはクレジットカード納付のお申し込みをいただく場合の申出書は、令和7年1月6日(月)から年金事務所等の窓口で配付するとともに、日本年金機構ホームページに掲載します。

市区町村における多言語通訳サービスの利用について

(相談・サービス推進部、事業推進統括部)

日本年金機構では、外国人のお客様からの相談に対応するため、平成29年10月に多言語通訳サービスによる電話相談を開始し、令和2年10月から利用範囲を市区町村まで拡大しました。

市区町村職員の皆様が、国民年金業務にかかる相談で窓口に来訪された外国人のお客様に対応する際、日本年金機構が提供する電話による多言語通訳サービスをご利用いただけます。

※多言語通訳サービスの利用を検討される場合は、管轄の年金事務所へご連絡ください。

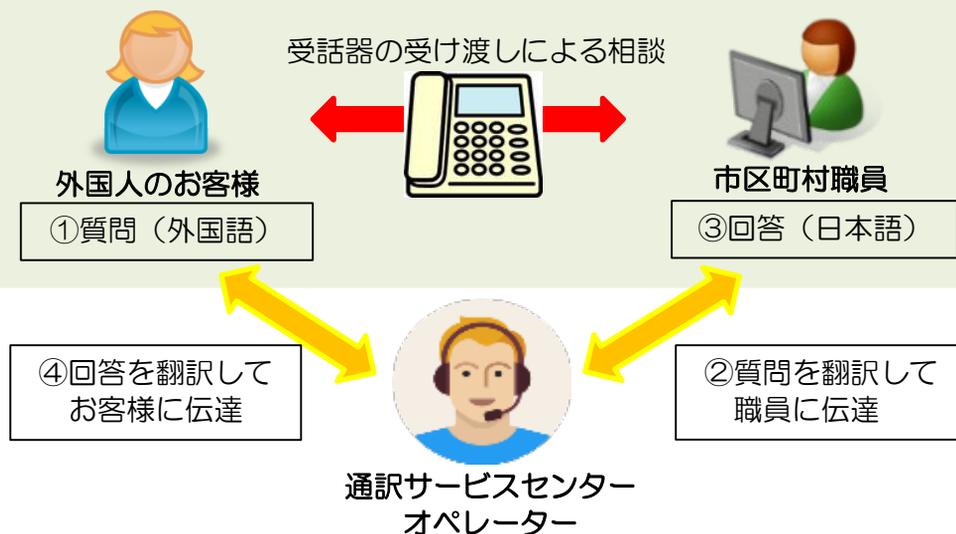
多言語通訳サービスの概要

令和6年10月より新たにミャンマー語を追加し、全11カ国語で対応しています。

項目	サービス内容
対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ミャンマー語
利用時間	【英語のみ】 月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。 【英語以外】 月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※土日、祝日、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。

通訳サービス利用イメージ

利用シーン：外国人のお客様が市区町村窓口（国民年金業務）に来訪



「令和7年10月からの多言語通訳サービスの調達に向けた意見照会及び利用希望調査」の回答のお願い

令和6年11月下旬から「令和7年10月からの多言語通訳サービスの調達に向けた意見照会及び利用希望調査」を管轄の年金事務所を通して実施します。

意見照会で頂いたご意見は、次年度以降の多言語通訳サービスの利便性向上のために活用していきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

国外転入等情報を活用した国民年金資格取得の届出勧奨等を実施します (国民年金部)

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から「国外からの転入者」及び「個人番号新規付番者」の本人確認情報の提供を受け、その情報を基に年金制度未加入者に対して、令和6年11月以降、国民年金資格取得の届出勧奨及び職権による第1号被保険者の資格取得処理を以下のとおり実施します。

対象者

- ◆ 国外からの転入者
- ◆ 個人番号新規付番者

勧奨実施スケジュール

対象者を職権適用するまでの標準的なスケジュールは以下のとおりです。

なお、勧奨実施スケジュールについては、対象者への「勧奨状送付月」を【N月】とした場合の標準的なスケジュールとなり、初回の【N月】は令和6年11月となります。

N - 3月 (8月)	N - 2月 (9月)	N - 1月 (10月)	N月 (11月)	N + 1月 (12月)	N + 2月 (1月)	N + 3月 (2月)
日本国内へ 転入	J-LISより 情報を受領	未付番者への 基礎年金番号 の付番	勧奨状送付		職権適用	職権適用の お知らせ送付

※ () 内は、初回スケジュール

勧奨状に同封する送付物

- ◆ 勧奨状（※参考1）
- ◆ 国民年金被保険者関係届書

（対象者が外国人の場合は、以下の文書も追加します）

- ◆ 外国人の皆さまへ（※参考2）

対象者の情報提供

勧奨状を送付した対象者については、「国外転入等勧奨対象者一覧表」にて情報提供いたしますので、参考資料としてご活用ください。

(※参考1) 勸奨状「手続きはお済みですか(国民年金加入のご案内)」

「会社を退職した」(未加入期間がある)など、国民年金の加入(資格取得または権利喪失)手続きが必要な方にご案内をしております。
 加入手続きもれにより、保険料を納め忘れのまま放置すると、将来、年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。
 なお、国民年金被保険者となるべき方の手続きが確認できない場合には、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付案内をすることがあります。

※この用紙は、お客様の控えとなりますので、お手元に保管してください。

手続きはお済みですか(国民年金加入のご案内)

あなたは「第1号・第3号被保険者資格取得勧奨」の対象です。日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の方(海外から転入された方を含む)は、厚生年金に加入されている方(国民年金第2号被保険者)を除き、国民年金第1号被保険者または第3号被保険者になりますので、お客様は国民年金の加入手続きが必要になります。

手続きがお済みでない方は、裏面の「国民年金の手続きが必要な方」をご確認の上、同封している「国民年金被保険者関係書(申出書)」(または「国民年金第3号被保険者関係書」)に必要な事項を記入して、速やかにご提出ください。行き違いの場合は、ご了承ください。

条約その他の協約(社会保障協定、労働協定、外交関係のイーン条約など)が適用され、日本の公的年金制度への加入が免除される場合には、「厚生年金保険・国民年金 条約等適用に関する届書」を日本年金機構に提出するようお願いいたします。

If you are applied to a treaty or other international agreements (examples: Social security agreement, and Agreement related to DDPD and Vienna Convention on Diplomatic Relations) and are exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system, please submit "The Employees' Pension Insurance / The National Pension Notification Form for the persons covered under international agreements" to the Japan Pension Service.

- ◆ 国民年金被保険者の種別
 国民年金被保険者の種別(「第1号被保険者」、「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」)については、裏面の「国民年金被保険者の種別」をご確認ください。
- ◆ 提出先
 第1号被保険者の手続き・お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口
 第3号被保険者の手続き・第2号被保険者の勤務先
 ※電子申請も可能です(電子申請の場合は、日本年金機構へ提出されます)。
 ※マイナンバー(個人番号)により手続きする場合は、マイナンバー・身元(実存)を確認できる書類が必要です。詳細は、裏面をご確認ください。
- ◆ 参考情報
 ◎ 手続きが必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	
- ◎ 第2号被保険者等期間に関する記録

制度名(※1)	
資格喪失年月日 または2の最終日(※2)	
制度名	
資格取得年月日	

◆ 不明な点がありましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

作成
2411 1016 008

(※参考2) 「外国人の皆さまへ」

がいこくじん みな
外国人の皆さまへ

あなたの ねんきん のことでお知らせ したいことがあります。

あなたが住んでいる 市区町村の役所 か お近くの 年金事務所 に 来てください。
 来的时候は、在留カード か マイナンバーカードを もって来てください。

にっぽん かいしゃ こうせいねんきんほけん はい ひと こくみんねんきん はい
日本では、会社で「厚生年金保険」に入っていない人は、「国民年金」に入り

ほけんりょう はら 保険料を払わなくてはならないと 法律で決められています。

しょうりょう すく ほん ばあい てつづ ぜんぶ いちぶ ほん
収入が少なく、払えない場合は、手続きをすれば 全部または一部を払わなくて

いいと 認められることがあります。

※ てつづ しょうがいねんきん ろ せいりゆうしかく など えいりょう
※ 手続きをしないと 障害年金の受けとりや 在留資格などに 影響がでること
があります。

にっぽん しゃがいしやうきょうい ゆくすく くに ひと にっぽん ねんきん はい
※ 日本と「社会保障協定」などの約束をしている国の人は、日本の年金に入らなく
てもよくなる場合があります。

この書類を もって来てください

「日本年金機構」のホームページから、国民年金加入のご案内用紙をダウンロードして印刷してください。
 印刷した用紙は、提出先(市区町村役所、国民年金事務所)に提出してください。
 ※ 提出先が「日本年金機構」の場合は、提出先(日本年金機構)のホームページからダウンロードしてください。
 ※ 提出先が「日本年金機構」の場合は、提出先(日本年金機構)のホームページからダウンロードしてください。

手続きはお済みですか(国民年金加入のご案内)

国民年金加入のご案内用紙は、国民年金(国民年金第1号被保険者)の加入を促すための「国民年金被保険者関係書(申出書)」(または「国民年金第3号被保険者関係書」)に必要な事項を記入して、速やかに提出してください。行き違いの場合は、ご了承ください。

◆ 国民年金被保険者の種別
 国民年金被保険者の種別(「第1号被保険者」、「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」)については、裏面の「国民年金被保険者の種別」をご確認ください。

◆ 提出先
 第1号被保険者の手続き・お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口
 第3号被保険者の手続き・第2号被保険者の勤務先
 ※電子申請も可能です(電子申請の場合は、日本年金機構へ提出されます)。
 ※マイナンバー(個人番号)により手続きする場合は、マイナンバー・身元(実存)を確認できる書類が必要です。詳細は、裏面をご確認ください。

◆ 参考情報
 ◎ 手続きが必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	

◎ 第2号被保険者等期間に関する記録

制度名(※1)	
資格喪失年月日 または2の最終日(※2)	
制度名	
資格取得年月日	

◆ 不明な点がありましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

作成
2411 1016 008

日本年金機構
 Japan Pension Service

マイナンバーの収録にご協力をお願いします！

(年金記録企画部)

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者（未収録者）が存在する市区町村宛てに、未収録者の情報を一覧化した「マイナンバー未収録者リスト」を送付します。

(令和6年11月29日（金）送付予定)

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等により、未収録者についてマイナンバーの紐付けに取り組んでいるところです。しかし、日本年金機構で管理している被保険者情報（氏名・生年月日・住所等）と、住民基本台帳で管理されている情報が一致しない場合、マイナンバーを紐付けすることができません。

つきましては、未収録者を解消するため、マイナンバー未収録者リストでお知らせする未収録者にかかる住民基本台帳の確認及び貴市区町村で基礎年金番号を管理されている未収録者全件にかかる国民年金関係報告書等の提出について、ご協力をお願いいたします。

マイナンバーの収録により、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による添付書類の省略や住所・氏名が変更になった際の届出の省略など、手続きの簡便化が図られます。また、情報連携では免除申請等の際に必要な所得情報等の照会も行えますので、市区町村の事務負担の軽減にもつながります。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

事務の詳細については、マイナンバー未収録者リストに同封する資料をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の発送について

(国民年金部)

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」を令和6年11月にお送りいたします。

催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況を確認することができます。

対象者

令和6年4月分以降にのみ国民年金保険料の未納期間がある方(※)

※ 令和6年10月中旬に対象者を抽出しています。

発送日

◆ 令和6年11月22日(予定)

発送物

国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)

(催告状の様式については、次頁をご覧ください。)

日本年金機構ホームページへの記載

令和6年11月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！ (事業推進統括部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にご公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

「ねんきん月間」や「年金の日」の主な活動予定

● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会の実施に積極的に取り組んでいます。なお、年金セミナー等は、オンライン形式でも行っています。

● 出張年金相談会の実施

全国各地の様々な場所（市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等）で出張年金相談会を実施します。

● 日本年金機構公式X（旧Twitter）でのミニ講座の発信

日本年金機構公式X（旧Twitter）を活用した年金制度に関するミニ講座を発信します。

● 日本年金機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置

全国の年金事務所の取組案内のほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載予定です。

● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

例年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考えなどをテーマにしたエッセイを募集しており、令和6年度の受賞作品を日本年金機構ホームページに公開する予定です。また、令和2年度、令和4年度厚生労働大臣賞のアニメーション動画も同ホームページに掲載予定です。

● 年金委員表彰式の開催

年金委員（※）の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

※年金の制度や手続きについて、会社や地域において周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

● 年金の日

令和6年度の「年金の日（11月30日）」は土曜日ですが、全ての年金事務所で年金相談（予約）を実施します。

令和6年度「ねんきん月間」ポスター



令和6年度「年金の日」ポスター



令和6年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和6年10月に厚生労働省年金局（一部日本年金機構）から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

要
望

国民年金事務の一元化についてはこれまでも強く要望しているところである。前年度の回答では「市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口で行う他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービスの向上の観点からも、市区町村側にとって大きな意義があるものと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい」と例年と同様の回答にとどまっており、進展がない状態が続いている。

法定受託事務としての国民年金事務の実態は、加入後の納付書送付、免除申請結果の確認、裁定請求に係る確認等、地域住民にとっては申請書を提出した市区町村で回答が得られないことや提出先ではない日本年金機構から書類が返戻されること等、国民年金事務が一元化されていないことが混乱を招いており「住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義がある」状況とはなっていない。

事務の一元化を行っても市区町村と日本年金機構との協力・連携業務は継続できることから、日本年金機構が、専門性を十分発揮し住民の要求を満たし、住民の期待に応えるべきと考える。

なお、一元化が実現するまでの期間における段階的措置として、社会保険労務士等の専門家を市区町村に派遣する制度の導入のほか、日本年金機構の出先窓口を市区町村の庁内に設置し、市区町村でも全ての手続きができるような体制の整備等、年金に関する窓口体制の強化・改善について、強く要望する。

回
答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。

これについては、住民にとって身近な窓口である市区町村窓口で所得情報や生活保護受給情報等の市区町村が保有する情報を確認できることにより、免除申請や法定免除届出の円滑な手続きにもつながることは、住民の方にとっても負担軽減になるものと考えておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

なお、市区町村から日本年金機構に送付いただいた書類に不備等があった場合の基本的な対応としては、住民への相談対応を行い、申請書等の受付時に記載及び添付書類を確認していただいた市区町村に返戻し、不備等について住民への対応をお願いしています。

種別変更や免除等については、住民が市区町村の窓口に出向くことなく手続きが行えるよう、厚生労働省及び日本年金機構では電子申請の整備や利用推進を進めています。電子申請の利用向上は、住民の利便性向上と、市区町村の業務効率化に大きく寄与するものと考えており、電子申請の周知についても、ご協力をお願いいたします。

また、市区町村の窓口体制の強化支援については、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料「市区町村国民年金事務サポートツール」を厚生労働省ホームページ上に掲載するとともに、日本年金機構による国民年金事務担当者向けの研修を実施しております。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構と密接な連携を保ち、業務の効率化も進めながら取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害基礎年金の事務は、障害や疾病、年金制度に関して専門的な知識を求められるが、市区町村では短期間で人事異動が行われ、対応できる職員の確保が難しい。また、納付要件の確認も必要であるが、納付記録も保有していないため、その都度、事務センターや年金事務所に問い合わせながらの窓口対応となっており、請求者を長時間待たせることになっているとともに、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。このほか、初診日の年金種別によって受付窓口が市区町村と年金事務所に分かれるため、住民には分かりにくいものとなっている。

このように市区町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という住民にとっての利便性よりも、負担の方が大きいと思われる。

少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市区町村職員にとっても障害年金の受付は大きな負担となっている。

事務の非効率性もあることから、障害基礎年金の受付窓口は年金事務所へ一元化するよう要望する。一元化が実現するまでの期間における段階的措置として、少なくとも、市区町村の受付は、比較的窓口負担が小さく、納付要件を確認する必要のない20歳前傷病による障害基礎年金のみとしていただきたい。

また、現時点においても、診断書の内容や追加の日常生活状況についての照会など、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから請求者へ直接返戻するよう要望する。

回答

障害基礎年金の裁定請求にかかる事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。障害年金の請求については提出する書類が多く、提出にあたっての留意事項もあることなどから、障害者福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続きができることは住民にとって利便性が高いと考えておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

障害年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、相談窓口の連続性の観点からも、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、不備等について住民の方への対応をお願いしております。

令和5年度には、障害年金センターから障害年金請求書の返戻を行った事例について、返戻理由と解説をまとめた返戻事例集を新たに作成したところですが、市区町村担当者や請求者の方が、その内容をよく理解できるよう、引き続き、わかりやすい説明に努めてまいります。

ご提案のありました、障害基礎年金の請求を20歳前傷病のみとすることについては、地域住民にとっての利便性の観点から、身近な市区町村で相談や手続きが可能な対象者が限定されることに理解が得られるかという点も踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。

厚生労働省及び日本年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（障害基礎年金お手続きガイドや障害基礎年金ハンドブックなど）を掲載した「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で掲載するとともに、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例や照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っております。

また、YouTube厚生労働省チャンネル、日本年金機構ホームページにてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、日本年金機構では、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置しており、更に令和5年度においては、照会件数の多い事例を中心としたQ & Aを新たに作成するなど、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方をサポートするよう取り組んでおります。

このような取組みにより手続きが円滑に進むよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後とも、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しくお願いします。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

要望

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査に基づき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市区町村において改善されたとはいえ、依然として全額交付されず超過負担が発生している状況である。

については、年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

回答

国民年金等事務費交付金については、これまでも市区町村の超過負担が解消されるようご要望いただいているところであり、事務費交付金をより適切に交付できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めます。

(2) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

要望

国民年金事務費等交付金については、市区町村の作業期間を延ばすための見直しははずが、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市区町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金に係る交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

人件費、物件費の算出には多大な時間と手間を要し、各課に関連資料の提供を依頼するなど関連部署にも負担をかけているのが実情である。さらに、協力・連携の事務の納付督促や相談業務については、法定受託事務との境界が複雑かつ曖昧で非常にわかりづらく事務負担が大きい。

このことから、国民年金事務費等の交付金に係る事務の簡素化及び十分な作業時間を確保できるスケジュールの改善を早急に図るよう要望する。また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しに当たっては、市区町村の予算編成時期を考慮したうえで、早い段階での周知及び通知の発出を要望する。

各市区町村の被保険者数・受給権者数・保険料免除者数や地域の級地区分に応じて一律に交付金額を算定する等の抜本的な算定方法の見直しについても検討いただきたい。

回答

国民年金事務費等交付金の交付申請については、令和2年度に事務実施件数に係る集計期間を変更することにより、市区町村における作業期間の延長を行いました。その後、申請に係る通知の発出に遅れが生じ、令和5年度については延長前より作業期間が短くなってしまいましたが、今年度については、十分な作業期間が確保できるよう、発出スケジュールを昨年度よりも早めることを予定しております。

また、協力・連携事務と法定受託事務との境界については、協力・連携計画書の「記入上の留意ポイント」を作成しており、法定受託事務となる業務以外は、協力・連携事務として区分していただきますようお願いしておりますが、判断に迷うものがございましたら地方厚生局へ照会いただくようお願いいたします。

その他、交付金に係る各種調査や算定方法の見直しを行う際には、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。

算定方法の見直しにつきましては、被保険者数等の外形的な数値の判断のみで一律に交付金額を算定する方式では、市区町村において業務に要した額との乖離が生じ、実態に応じた交付が困難となるおそれがあることから、慎重な検討が必要と考えております。

国民年金事務費等交付金に係る申請等業務の簡素化については、これまでもご要望をいただいております。申請書への公印省略や電子媒体による提出、作成書類の削減等、事務の簡素化を行ってまいりました。引き続き市区町村の事務負担の軽減、作業期間の確保に努めてまいります。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 国民年金加入における年金機構での職権適用について

要望

ア 入国時に国民年金加入手続きをしていない外国人が多く見受けられ、転入先の市区町村の事務手続きにしわ寄せがきており、負担が大きくなっている状況である。
よって、海外から転入し、国民年金に加入しなければならない外国人について、年金機構での職権適用を要望する。

回答

外国人を含めた未加入者の解消については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、国外からの転入者など「個人番号新規付番者」について、個人番号を含む住民基本台帳情報の提供を受け、日本年金機構が管理している被保険者情報との突き合わせを行います。その結果、年金未加入者に対して資格取得届の提出勧奨を行い、提出がない者に対しては職権適用を行うことで、早期に適用する仕組みを令和6年度下期から実施します。

要望

イ 第2号被保険者や第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替えを行う際は、原則として被保険者自ら手続きを行う必要がある。一方で、20歳到達時における国民年金第1号被保険者資格の取得が職権適用されているほか、第2号被保険者が資格喪失した後、一定期間が経過すると、第1号被保険者資格の職権適用が行われている現状である。
このことから、第2号被保険者や第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きについても、被保険者が届け出を行うことなく職権適用するなど、手続きを明確化・簡素化するよう要望する。また、このことが難しい場合でも、離職時等における第2号被保険者から第1号被保険者又は第3号被保険者への切り替えを雇用者側が行うようにする等、手続き漏れや周知漏れが生じないような制度構築も要望する。

回答

国民年金の給付は、長期にわたる被保険者期間に応じてなされるものであることから、被保険者に関する事実（第2号、第3号被保険者以外の日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満であること）を正確に把握する必要があります。

このため、国民年金法第12条の規定に基づき、まずは被保険者から第1号被保険者としての手続きを行っていただくことが前提と考えております。

こうしたことから、60歳未満の第2号被保険者の資格喪失や当該資格喪失に伴う第3号被保険者にかかる第1号被保険者への加入手続きについては、一定期間、本人からの手続きがなかった場合に、日本年金機構において、対象の方へ加入手続きの勧奨状を送付し、その後、手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施しております。

ご要望の、第2号被保険者等の資格喪失を契機として、即座に第1号被保険者として適用することは、本来は第1号被保険者とならない方（転職等によって引き続き第2号被保険者となる方等）を誤って適用することに繋がりがかねず、この結果誤って国民年金保険料を納付したりするケースなども考えられることから、適切な事務の実施という観点から行うべきではないと考えております。

要望

ウ 法定免除は申請時に納付希望の確認が必要であるが、年金機構から法定免除勧奨の通知を送り、「期限内に返信がなければ納付を希望しないとみなす」などの対応をとることも考えられる。障害年金受給者の情報は年金機構が管理しており、納付希望の確認は必要な手続きであるため、年金機構での職権適用を希望する。

回答

国民年金第1号被保険者が障害年金の受給者となった場合は、日本年金機構から被保険者に対して法定免除該当届及び納付申出書の提出勧奨を行っています。これらの勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、届出がない場合は、納付申出については希望しないものとして法定免除該当処理を職権で実施しており、ご提案のような取扱いは既に実施しているものと認識しております。

(2) 国民年金保険料を前納している被保険者の国外転出入時の手続きにおける対応について

要望

付加つき保険料を前納している任意加入中の国外在住者が国外転入した場合は第1号取得日と同日で付加申出を行わなければ付加部分の還付が発生してしまう。

また、前納している被保険者が国外へ転出する場合は、実質的に資格喪失前に届出しなければ還付が発生する。転出入日当日に被保険者が年金の手続きを行うのはかなり困難であり、後日協力者が手続きを行うケースも多くみられ、前納保険料で納付したい方や付加保険料をつけて納付したい方の希望に沿っていない状況にある。

よって、国外転出入日と同月内に手続きを行った場合は、還付発生しないよう要望する。

さらに転入・転出等の住所異動に関わる届出については14日以内に行うよう定められていることから、国外転出入に関わる年金の届出についても14日以内で手続きをしたのであれば月を跨いでしまった場合も付加保険料を含め、還付が発生しないよう制度の見直しを要望する。

回答

①保険料（付加保険料を含む。）を前納している任意加入被保険者が海外から転入し、強制加入被保険者となる場合

②保険料（付加保険料を含む。）を前納している強制加入被保険者が国外転出と同時に任意加入の申出をした場合

（①及び②において、被保険者期間が引き続くもの）の保険料の取り扱いについては、平成22年12月から、被保険者が希望したときは保険料を還付することなく、保険料納付済期間に算入することとなっています。

なお、保険料を前納している強制加入被保険者が国外転出日後に任意加入の申出をした場合は、資格喪失日以後引き続き第1号被保険者とならないため保険料は還付となります。

各市区町村におかれましても被保険者が国外転出する際のご案内など引き続きご協力お願いいたします。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

要望

昨年度の回答で「市区町村専用ヘルプデスクでの照会事例や年金請求書の返戻事例等を集約・分析した上で令和5年度に想定問答集の作成を行い、市区町村及び年金事務所に周知する」とあるにもかかわらず未だ周知されていないが、適切な回答と説明精度が高い、市区町村が利用している「障害年金市区町村専用ヘルプデスク」のような住民向けの障害年金ヘルプデスクの設置についても引き続き、強く要望する。

回答

市区町村窓口で個別の相談対応を行っている職員の方へのサポートとして障害年金センターに「市区町村専用ヘルプデスク」を設置し対応しているところです。令和5年度には、ヘルプデスクへの照会事例や年金請求書の返戻事例等の集約・分析を行い、「障害年金ヘルプデスクQ&A」及び「障害年金請求書の返戻理由と解説」を作成し、年金事務所への周知を行いました。併せて、市区町村に対しても受付業務や相談対応にご活用いただくよう、送付しております。

なお、障害年金の個別相談の中には、高度な専門知識を要する年金相談も見受けられますので、ご指摘も踏まえ、障害年金の相談体制の充実に向けて、引き続き検討していきたいと考えています。

(2) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応

要望

依然として改善されていない年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話が繋がらない状況について、住民からの苦情や市区町村では回答できない内容の相談対応等を的確に速やかに行っていただくため、電子メールによる相談窓口の設置及び電話回線数を大幅に増設して応答率の向上を図ることを引き続き、強く要望する。

回答

ねんきんダイヤル等のコールセンターについては、コールセンター間での協力連携体制の強化、研修強化によるオペレーターの対応スキルの向上、入電が多い繁忙期や週の初日などのオペレーターの増員などにより、応答率の向上に取り組んでいるところであり、令和2年度以降70%以上を維持し、令和5年度末は76.8%となっております。

また、年金事務所の電話については、今年度から年金事務所の規模に応じた回線数を定めた「IVR設定の標準モデル」を策定し、必要に応じて回線数を増設するなど、順次改善を図っております。今後も機構全体として円滑に電話対応が行えるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

なお、現在、ねんきんネットを通じて文書による相談を行うことができる仕組みの構築を進めており、今年度を目途に対象者を限定した試行実施を開始する方向で検討しております。

(3) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

要望

日本年金機構の事務処理体制については、住民及び市区町村への誤った案内や確認不足により、住民からの苦情が発生し、その対応に大変苦慮している。

また、年金事務所は厚生年金のみならず国民年金についての相談や申請等に対応するところであるが、年金事務所へ相談に出向いた方や問い合わせをされた方に対し、国民年金のことは市役所に行くよう案内されたという事案が頻発している。

市区町村でしか行うことができない手続きはごくわずかであるため、年金機構側で手続きが出来る内容については、責任を持って適切に対応していただくことを要望する。

回答

日頃より、日本年金機構の実施する事務についてご理解・ご協力を賜るとともに、当該事務に関するお客様からの照会・相談にご対応いただいていることにつきまして、厚く御礼申し上げます。お客様からのご意見を真摯に受け止めてまいりますので、引き続き密な連携を図れるようよろしくお願いいたします。

国民年金に係る手続等は、年金事務所又は市区町村においてできることを周知しております。いずれの場所において手続等を行うかについては、お客様が利便性を考慮して判断されるべきものであり、そうした趣旨に則り、引き続き適切に対応してまいります。

(4) マイナンバーを活用した情報連携について

理
解

年金業務においては、マイナンバーを活用した情報連携が実施され、氏名変更届等の諸変更届、裁定請求時等の住民票の写し、所得証明書等の添付等を省略できるよう取扱いが変更となったが、「転入事実調査票」、「転出先確認リスト」、「納付書未送達者一覧」については、未だに市区町村への紙媒体での照会が行われている。当該業務については、市区町村において、事務処理及び紙媒体の授受による個人情報の管理が過大な負担となっている。

当該事務は非効率であるため、マイナンバーを活用した情報連携により異動情報を取得することに努める等、市区町村及び日本年金機構にとって効率的な事務処理となるよう改善を求める。

回
答

日頃より、公的年金制度の適正な運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本年金機構においては、被保険者の年金受給権を確保する観点から、すみやかに被保険者の住所を把握して納付書等を送付することにより、被保険者が保険料納付の機会を逸しないよう努めています。

現在では、マイナンバーを活用して住民基本台帳ネットワークシステムにより住所の異動情報を確認し、年金記録の住所を管理・更新していますが、転出先の市区町村にすみやかに転入届を提出されない方については、上記の異動情報では、転出先の住所が確認できません。このため、一定期間、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所の異動を確認できない方については、「転出先確認リスト」により転出元の市区町村に転出先住所を照会し、提供いただいた情報に基づき、転出先市区町村に「転入事実調査票」を送付しています。

また、住民基本台帳ネットワークシステムでは住所の異動が確認できないが、納付書等を送達できない方について、「納付書未送達者一覧」により住所の異動情報を照会しています。この照会を行うことにより、住基情報とは異なる住所や被保険者が避難している避難所、住民票の閲覧制限の有無、推定死亡に関する情報などの情報を提供いただく場合があります。

引き続き、被保険者の年金受給権の確保に資する情報の提供につきご協力いただきますようお願いいたします。

障害年金講座

第42回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしく申し上げます。



～ちょっと気になる 障害認定基準について～

その他疾患に関する疑問を掲載するので参考にしてください。

Q1

ある傷病で、人工肛門を造設しました。今後、排尿系の手術も行う予定となっています。

知人に聞いたところ、追加の排尿系の手術が「新膀胱の造設」または「尿路変更術」であれば2級に認定されるとのことでした。それ以外の方法では、認められることはないのでしょうか。

A1

人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるものも2級に認定されます。診断書裏面、「3の（4）（5）」の記載状況で確認します。

さて、今回のテーマは、

診断書交付時のお願い その⑥

です。

診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「血液・造血器、その他の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。（他の診断書も随時掲載していく予定です。）

以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑫欄

一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日)

※ア～オから該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。

⑬～⑮欄

血液・造血器/免疫機能障害/その他の障害欄

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄を除いてすべて記入してください。

(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

※障害に関係する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

⑯欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)

⑰欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

この日付は診断書の作成年月日となります。⑫⑬⑭⑮欄に記載する各検査年月日及び現症年月日以降の日付で作成してください。

地域の独自情報

編集後記

金木犀の香りに振り返ったり、立ち止まったりすることが多くなりました。金木犀はふわっと匂い立つ素晴らしい香りに反して控えめな小さな花弁を持つことから「謙虚」という花言葉が名付けられています。

金木犀に含まれる「リナロール」という成分は緊張した心と身体をほぐし、リラックスさせてくれる効果もあり、好きな花です。開花時期は長くないので、今年も秋の訪れを感じつつ、甘く優しい香りに魅了されたいと思います。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。